

地方消費税交付金(社会保障財源化分)の使途の明確化について

平成26年4月1日からの消費税率の引き上げに伴い、増収となった地方消費税交付金(社会保障財源化分)については、全て社会保障施策に充てることとされています。
令和4年度決算における社会保障関係経費の状況は、次のとおりです。

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】 (単位:千円)

		経 費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国(県) 支出金	村債	その他	引上げ分の 地方消費税 (社会保障財源 化分の市町村 交付金)	その他
民生費	社会福祉費	2,873,553	1,995,108		71,404	116,787	690,254
	老人福祉費	1,188,272	70,417		161,873	138,342	817,640
	児童福祉費	3,408,423	2,006,288		259,565	165,343	977,227
	小 計	7,470,248	4,071,813	0	492,842	420,472	2,485,121
衛生費	保健衛生費	1,106,893	361,780		40,380	101,983	602,750
	小 計	1,106,893	361,780	0	40,380	101,983	602,750
合計		8,577,141	4,433,593	0	533,222	522,455	3,087,871

※普通会計決算統計ベース